

平成30年10月23日

指定居宅介護支援事業所 御中

丸亀市健康福祉部高齢者支援課

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

介護保険事業の運営につきまして、平素より種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い平成30年10月から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には当該ケアプランを保険者に届け出ることが義務化されました。

本市におきましても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2の規定に基づき、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、本改正は利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から利用者にとってより良いサービスを提供することを目的としており、サービス利用を制限するものではありませんので、ご留意ください。

記

1 厚生労働大臣が定める回数について

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、作成または変更（軽微な変更は除く）したケアプランのうち、上記回数以上の訪問介護の利用を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出が必要です。

3 提出書類

- （1）訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）
- （2）アセスメントシート（当該居宅サービス計画作成時のもの）の写し
- （3）居宅サービス計画書（第1表～第7表）の写し
- （4）訪問介護計画書の写し

※居宅サービス計画書は、利用者へ交付したもので、署名があるもの

※居宅介護支援経過記録（第5表）は、生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由、検討過程等の

記載があるもの

※訪問介護計画書は、介護支援専門員が訪問介護事業所から提供を受けたもの

4 提出場所・問い合わせ先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

丸亀市健康福祉部高齢者支援課 給付担当

TEL 0877-24-8807